

いちき串木野市 IT 企業誘致支援業務委託仕様書

■ 委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

1. 件名

いちき串木野市IT企業誘致支援委託業務

2. 目的

いちき串木野市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に人口ビジョン及び第2期総合戦略を策定し、人口減少問題に取り組む視点として、特に若い世代の転入促進と出生数の増加や女性が活躍できるまちづくりを目指している。その受け皿として令和3年度にサテライトオフィス（MINATO よりあいオフィス）を整備し、IT 関連企業等を誘致して新たな働き方の創出に取り組むこととしている。

これまで、IT 企業とのマッチングイベントへの参加や、市内企業の課題の掘り起こしを図るためのコミュニティマネージャーの設置のほか、行政課題への解決等に取り組んできたが、誘致には至っていない状況である。

そこで本業務では、これまでの取り組みと課題をふまえたうえで、サテライトオフィス（MINATO よりあいオフィス）への誘致を基本とし、そのほか空き店舗等への IT 企業の誘致促進を図ることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

4. 受託者が行う業務

(1) リード獲得（フォームマーケティング）

若年層の就職ニーズが高い情報通信・インターネット関連のソフトウェア・SI企業や、特産品であるさつまあげや焼酎などの食品製造業等の地場産業との連携や生産性向上等の地域課題の解決に繋がるIT関連企業約3,000社を選定し、個別面談のアポイント獲得のために企業ホームページの問合せフォームにアンケート形式でのマーケティングを行う。

(2) 誘致交渉支援

上記リード獲得事業でアポイントを獲得した企業や、受託者が有するネットワーク等を活用して本市へ興味を示した企業と、個別面談の機会を設けること。

(ア) 面談企業数は10社以上とすること。

(イ) 面談手法は対面、オンラインのいずれも可とする。

(ウ) 面談の打診及び日程調整は、受託者において行うこと。

(エ) 面談の際は、本市担当者を同席させ関係構築に協力すること。

- (オ) ヒアリング項目や面談に必要な資料（本市の紹介、支援制度の紹介等）等は受託者において作成・準備すること。なお、本市のパンフレット等については事前に受託者に提供する。
- (カ) 具体的な面談対象企業、誘致PR内容、ヒアリング内容等は市と協議の上決定すること。
- (キ) 面談（ヒアリング）の議事録を作成すること。
- (ク) すべてのヒアリング結果の取りまとめ及び内容分析を行い、市が今後IT企業の誘致活動に繋げることができるよう助言すること。
- (ケ) 契約期間内に本市に進出した企業については、本市で持続的な事業展開をするための支援を行うこと。

(3) 企業誘致促進視察ツアーの実施

(2) において面談した企業を対象に、MINATO よりあいオフィスの視察、市内企業や関連機関との意見交換など、ビジネス機会創出のイメージができる視察ツアーを企画・実施すること。

- (ア) この視察は5社以上実現させること。
- (イ) 本市の地域資源を体感できる内容を盛り込み、本市の魅力を十分に感じてもらえるように工夫すること。
- (ウ) 市内関係者のセッティングの調整や視察アテンドは受託者において行うこと。
- (エ) 参加者の旅費は委託料に含むものとする。ただし、参加者の費用負担については、市と協議のうえ決定すること。

(4) IT相談窓口との連携

MINATO よりあいオフィス内には、市内事業所のデジタル化・DX化の課題解決を目的としたIT相談窓口を設置している。現在、その窓口業務の一部を、オフィスの管理運営を行う民間事業者が受託している。

本業務では、この民間事業者と連携し、相談内容に応じて受託者のネットワークを生かした効果的な企業の紹介を行うこと。

また、この窓口で得た情報を活用して企業誘致につなげること。

(5) 定例ミーティング

業務着手時及び毎月1回の定例ミーティングを実施し、そのうち5回は対面で行うこと。ミーティングは、事業の進捗報告のほかに、実際に企業を誘致する際に本事業をどのように活用すべきか説明し、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようにサポートすること。ミーティングの議事録作成もあわせて行うこと。

また、定例ミーティング以外でも、市から相談があった際に随時対応（Web等）できるように体制を整え、市と十分な意思疎通を図ること。さらに、これまでの取り組みと課題をふまえたうえで、受託者の有する知識や経験から、担当職員に向け企業誘致に関するアドバイスをすること。

5. 数値目標

本業務の実施にあたり、以下の数値目標の達成を目指すこと。

IT 企業の誘致実績件数 1 社以上

6. その他

- (1) 仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受託者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。
- (2) 受託者の責めに帰すべき事由により業務を継続することが適当でないと認めるときは、市は委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するとともに取り消した場合、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を、当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (4) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は市に帰属する。
- (5) 本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ市と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。
- (6) 本業務の実施に際し、企業等との間で発生したトラブルについては受託者が責任をもって対応するものとする。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市との協議により承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 受託者は業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、市の検査を受けなければならない。

7. 成果物

- (1) 業務報告書、調査資料等の参考資料一式
- (2) 上記の電子データ一式
電子データについては、PDF 及び PowerPoint 等修正できる拡張子とする。

8. 提出先・問合せ先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通1 3 3 番地1

いちき串木野市役所 串木野庁舎2階

いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係

TEL : 0996-33-5650 (担当 : 白石) / FAX : 0996-32-3124